

令和 8 年度渋川市農業者物価高騰対策支援事業補助金交付要領

令和 8 年 1 0 月 1 日から適用

本補助金の交付目的、交付手続等は、次のとおりとする。

交付目的		農業生産資材の価格高騰により、経済的な影響を受けた本市の農業者に対して、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、営農意欲の継続と経済的負担軽減を図ることを目的として、予算の範囲内において補助金を交付する。
内 容	補助対象者等	補助金の交付の対象となる者（以下、「補助対象者」という。）は、令和 7 年中の農業販売額が 5 0 万円以上の農業者及び農業法人のうち、次の要件を満たすものとする。 （１） 令和 8 年 1 0 月 1 日時点で渋川市に住所を有し、引き続き市内に住所を有する者（法人含む）（ただし、渋川市長から認定農業者又は認定新規就農者として認定を受けている場合は、この限りでない。） （２） 市内で農業を営んでおり、補助金受領後も営農を継続する意志があること。 （３） 令和 7 年分の確定申告を行った者又は直近の事業年度の決算を行った法人 （４） 市税等を滞納していないこと。 （５） 渋川市暴力団排除条例（平成 2 4 年渋川市条例第 3 0 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 2 号に規定する暴力団員でないこと。 （６） 法令及び公序良俗に反していないこと。
	補助対象経費、補助金額	補助金の額は、令和 7 年分の確定申告又は直近の決算書における「肥料費」、「飼料費」、「農薬衛生費」、「諸材料費」、「動力光熱費」の合計額に 3 0 % を乗じた額とする。 ただし、上記の額に 1 , 0 0 0 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。 【注意】 確定申告書又は決算書で対象となる経費を確認できない場合は、補助対象経費に含まない。
	補助上限額	補助上限額は、次のとおりとする。 （１） 認定農業者及び認定新規就農者：1 5 0 , 0 0 0 円 （２） （１）以外の農業者及び農業法人：3 0 , 0 0 0 円
	予算額	この補助金の事業全体の限度額は、予算に定める額とする。
交 付	交付申請及び請求の方法、時期等	渋川市農業者物価高騰対策支援事業補助金交付申請書兼請求書（様式第 1 号）に必要事項を記入し、次に掲げる書類を添え

手 続 等	て、令和 8 年 1 2 月 3 1 日までに農林課へ書面の提出又は電子メールで申請すること。なお、予算額に達した時点で申請の受付を終了とする。 〈共通〉 (1) 申請者名義の通帳の写し（銀行名、支店名、支店番号、口座種類、口座番号及び口座名義人が確認できるもの） (2) 納税証明書（滞納のない証明書用）（<u>令和 8 年 1 月 1 日時点で、市外に住所を有する場合のみ提出</u>。課税地の市町村が発行するもの） 〈個人の場合〉 (1) 本人確認書類の写し（運転免許証、個人番号カード等） (2) 令和 7 年分の青色申告決算書又は収支内訳書の写し 〈法人の場合〉 (1) 直近の事業年度の決算報告書の写し (2) 履歴全部事項証明書又は所在地証明書の写し (3) 直近の事業年度の法人税申告書（別表 1）及び法人事業概況説明書の写し 【注意】 押印は省略することが可能だが、その場合、書類の真正性を担保するため、必要に応じ、電話等で確認を行う場合がある。
交付決定、確定の 時期等	申請のあった日から 3 0 日以内に交付決定の可否及び確定する。 補助金の交付決定及び確定又は不交付決定をしたときは、渋川市農業者物価高騰対策支援事業補助金交付決定兼確定通知書（様式第 2 号）又は渋川市農業者物価高騰対策支援事業補助金不交付決定通知書（様式第 3 号）により通知する。
支払の時期	交付を決定及び確定した場合、提出された請求書に基づき、確定した日から 3 0 日以内に支払う。
交付決定の取消及 び補助金の返還	次の場合は、補助金の交付決定の全部を取り消す。補助金の交付決定を取り消した時は、渋川市農業者物価高騰対策支援事業補助金交付決定取消及び返還通知書（様式第 4 号）により通知する。 なお、交付決定を取消された者は、指定された期限までに補助金を返還しなければならない。 (1) 偽りその他不正な手段により交付決定を受けたとき 。 (2) 渋川市農業者物価高騰対策支援事業補助金交付要綱、本要領、交付決定の内容及びこれに付した条件に違反し

	たとき。
申請書等の様式	渋川市農業者物価高騰対策支援事業補助金交付申請書兼請求書（様式第1号） 渋川市農業者物価高騰対策支援事業補助金交付決定兼確定通知書（様式第2号） 渋川市農業者物価高騰対策支援事業補助金不交付決定通知書（様式第3号） 渋川市農業者物価高騰対策支援事業補助金交付決定取消及び返還通知書（様式第4号）
その他	（1）市長は、申請内容を確認する上で必要に応じ、実地調査、報告及び追加の資料提出等を求めることができる。 （2）交付対象者は、本補助金交付に関する根拠となる書類及び帳簿を備え付け、補助金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保存しなければならない。
取扱担当課	渋川市役所農林課（第二庁舎） 電話 0279-22-2593（直通） 0279-22-2111（内線4972） メールアドレス ninaite@city.shibukawa.gunma.jp